

# 許しません、税の滞納～滞納は、納税している人の公平性を欠く行為～

地方自治は税金で成り立っています。つまり納税者が福祉や教育、土木事業などの公共サービスを支えているのです。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何よりも、納期内に税金を納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くことになります。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため町では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底的に行っています。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにもつながります。

## 納付が遅れる場合は必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることができ困難な人は、納期内に税務課に連絡をしてください。生活状況などを聞き取つたうえで、今後の納付計画を立てることにより、滞納処分を保留することができます。

ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になつた場合は、滞納処分の対象になります。

事情により納付が困難な場合は、そのままにせず、必ず税務課に連絡してください。

## 税の滞納Q&A

Q・納期限が過ぎてしましました。今持っている納付書で納められますか？

A・納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で、納付書裏面に記載の金融機関（コンビニエンスストアは不可）や、町役場で納付することができます。

ます。

※納期限を過ぎてから納付する場合には、督促手数料や延滞金が加算されることがあります。

Q・納税について相談をしたいのですが、仕事があり役場に行けません。

A・毎月最終日曜日の午前8時～30分～正午まで、納税窓口を設けています。

また電話でも納税相談をお受けします。

Q・滞納額が少額でも差し押さえられるのですか？

A・滞納に多い少ないはありません。少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を実施し、財産があれば滞納処分（差し押さえ）を行います。

Q・事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられるのですか？

A・法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならないことになっています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主的に納付することができるので、督促状などで早期の納税をお願いしています。それでも、納付されなかつた場合、税の公平を保つために、財産の差し押さえが行われます。

Q・勝手に個人の財産の調査をすることは、プライバシーの侵害にはならないのですか？

A・税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。

この権限によって、調査を受けた勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

令和元年度（令和2年1月31日現在）

には、71件の滞納処分を行い、捜索を2件実施しました。また、差し押さえられた物を2件公売し、税金に充てています。



自動車差押のミラーズロックをすることも

▼問い合わせ先＝税務課 納税係

☎(56)9121